

事務連絡  
平成23年7月27日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

看護師等の「雇用の質」の向上のための取組の  
実施に係る照会への対応について

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、医療・介護・健康関連産業は、「日本の成長牽引産業」として位置づけられるとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備することとされております。このため、厚生労働省では、平成22年11月に「看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内プロジェクトチーム」を設置し、看護師等の勤務環境や雇用管理の改善に関する検討を行い、「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について」（平成23年6月17日付医政発0617第1号・基発0617第1号・職発0617第1号・雇児発0617第3号・保発0617第1号）等を発出したところであります。

当該取組の実施に当たっては、「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組の実施について」（平成23年7月1日付基政発0701第1号・職首発0701第1号・雇児職発0701第2号）において、各都道府県労働局が「企画委員会を設置・運営するとともに、関係団体等の協力も得ながら労働基準法令の遵守等に関する研修会を開催すること」とされています。

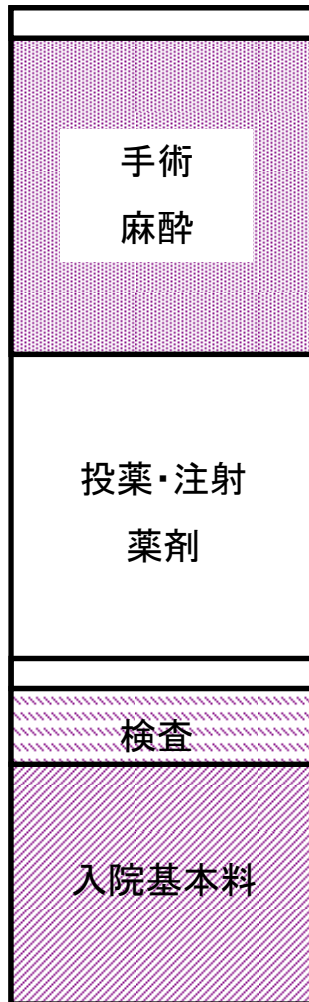
省内プロジェクトチームは医療保険部局も参加し、看護師等の「雇用の質」の向上について取り組んできたところでもあり、都道府県労働局から地方厚生（支）局・都府県事務所に対し、企画委員会や研修会の準備等に際し、診療報酬制度に関する資料の提供及び疑義照会等があった場合には、別添の資料を手交し、又は説明するなどの対応をよろしくお願いします。

# 診療報酬のしくみ

厚生労働省保険局医療課

# 診療報酬のイメージ

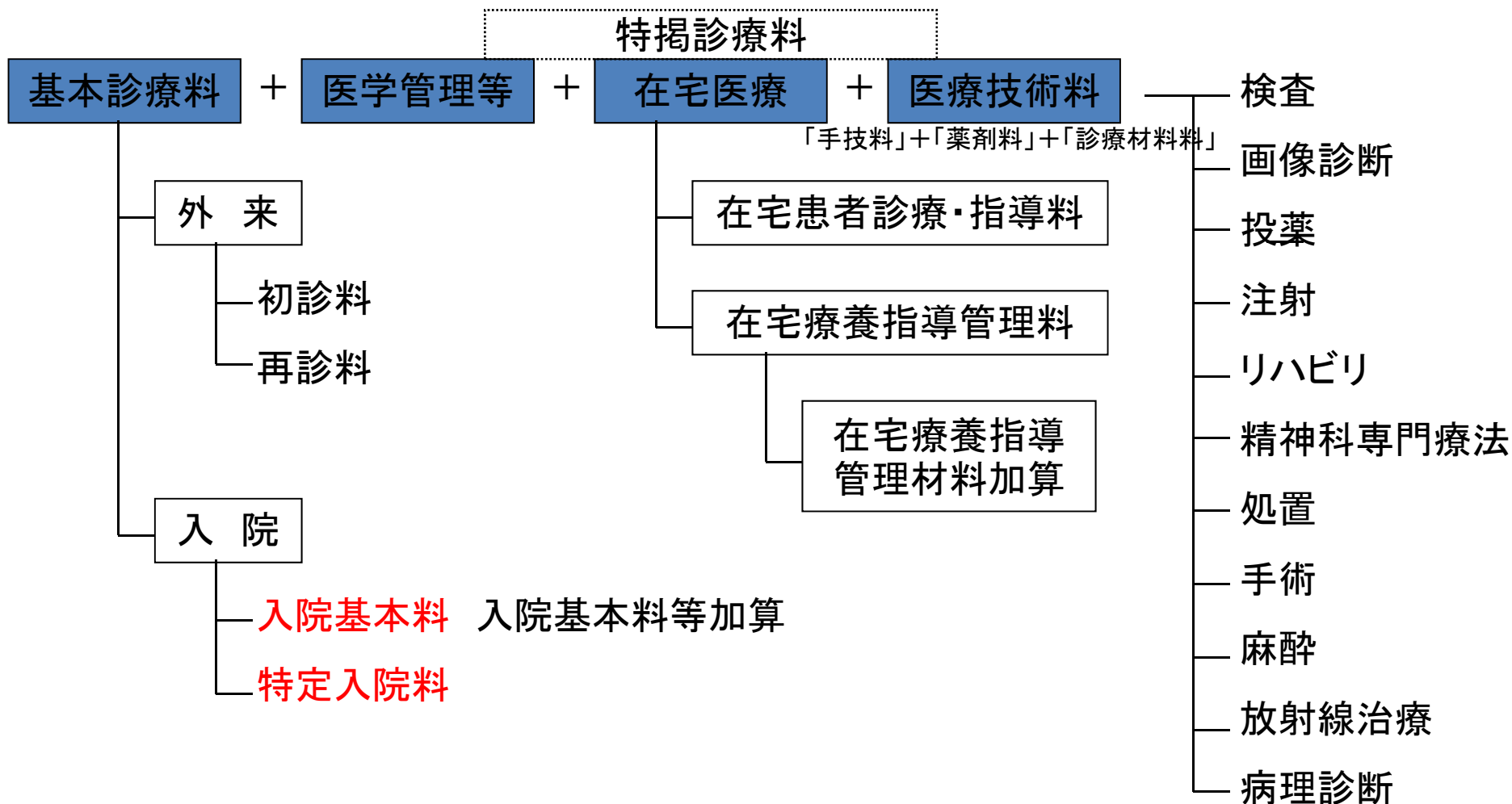
- ・ 急性虫垂炎にて入院
- ・ 入院当日に脊椎麻酔下に開腹虫垂切除術施行、手術当日夜から食事開始し、4日間入院。



入院基本料		6,912点
(内訳) 10対1入院基本料	1,300点 × 4	
14日以内の加算	428点 × 4	
入院基本料等加算(4日分)		813点
(内訳) 入院時医学管理加算(1日につき)	120点 × 4	
臨床研修病院入院診療加算(入院初日)	20点	
診療録管理体制加算(入院初日)	30点	
栄養管理実施加算(1日につき)	12点 × 4	
医療安全対策加算(入院初日)	50点	
医師事務作業補助体制加算(入院初日)	185点	
手術 虫垂切除術		6,210点
麻酔		1,050点
(内訳) 脊椎麻酔	850点	
麻酔管理料	200点	
		計 14,985点
入院時食事療養費(Ⅰ) 1食640円 × 8食	5,120円	

**医療費合計 154,970円**  
 ※その他検査、画像、投薬、注射等

# 診療報酬点数表の構成



出典：メディカルスタッフのための診療報酬これだけ知っ得ブック

聖マリア病院 岩崎充孝著（2008年 株式会社メディカ出版）

# 平成22年度改定後の病棟区分別の点数・基準一覧

届出区分	基準	一般病棟	結核病棟	精神病棟	専門病院	障害者施設等	特定機能病院 一般病棟	特定機能病院 結核病棟	特定機能病院 精神病棟
7対1	点数 実質配置 看護比率 在院日数	1,555 7対1以上 70%以上 19日以内	1,447 7対1以上 70%以上 二		1,555 7対1以上 70%以上 30日以内	1,555 7対1以上 70%以上 -	1,555 7対1以上 70%以上 28日以内	1,447 7対1以上 70%以上 28日以内	1,311 7対1以上 70%以上 40日以内 ※
10対1	点数 実質配置 看護比率 在院日数	1,300 10対1以上 70%以上 21日以内	1,192 10対1以上 70%以上 二	1,240 10対1以上 70%以上 40日以内 ※	1,300 10対1以上 70%以上 33日以内	1,300 10対1以上 70%以上 -	1,300 10対1以上 70%以上 28日以内	1,192 10対1以上 70%以上 28日以内	1,240 10対1以上 70%以上 40日以内 ※
13対1	点数 実質配置 看護比率 在院日数	1,092 13対1以上 70%以上 24日以内	949 13対1以上 70%以上 -	920 13対1以上 70%以上 80日以内 ※	1,092 13対1以上 70%以上 36日以内	1,092 13対1以上 70%以上 -		949 13対1以上 70%以上 36日以内	920 13対1以上 70%以上 80日以内 ※
15対1	点数 実質配置 看護比率 在院日数	934 15対1以上 40%以上 60日以内	886 15対1以上 40%以上 -	800 15対1以上 40%以上 -		954 15対1以上 40%以上 -		886 15対1以上 70%以上 -	839 15対1以上 70%以上 -
18対1	点数 実質配置 看護比率 在院日数		757 18対1以上 40%以上 -	712 18対1以上 40%以上 -					
20対1	点数 実質配置 看護比率 在院日数		713 20対1以上 40%以上 -	658 20対1以上 40%以上 -					
特別1(注)	点数 実質配置 看護比率 在院日数	575 15対1未満 40%未満 -							
特別2	点数 実質配置 看護比率 在院日数		550 20対1未満 40%未満 -	550 20対1未満 40%未満 -					4

## 主な特定入院料における看護配置基準

看護師が常時患者2:1以上	救命救急入院料2 特定集中治療室管理料 一類感染症患者入院医療管理料
看護師が常時患者3:1以上	脳卒中ケアユニット
助産師又は看護師が 常時患者3:1以上	新生児特定集中治療室管理料 総合周産期特定集中治療室管理料
看護師が常時患者4:1以上	ハイケアユニット入院医療管理料
助産師又は看護師が常時患者6:1以上	新生児治療回復室入院医療管理料
看護師が実質配置患者7:1(夜間9:1)以上	小児入院医療管理料1
看護師が実質配置患者7:1 (夜間複数配置)	小児入院医療管理料2 緩和ケア病棟入院料
看護師が実質配置患者10:1以上 (夜間複数配置)以上	精神科救急入院料

# 入院基本料と看護配置基準とは

- ・診療報酬の算定方法(告示)
- ・基本診療料の施設基準(告示)
- ・診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
- ・基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)

# 看護職員配置について

## 入院料を算定するための要件

- ①病棟ごとに夜間に看護職員を2名以上配置
- ②病棟の種別ごとに月平均夜勤時間数が72時間以内
- ③週当たりの所定労働時間は40時間以内
- ④夜勤専従者の月平均夜勤時間は、72時間の概ね2倍程度

## 弾力的な取扱い

適用に当たっては、看護職員の確保が困難な場合に配慮し、以下のような弾力的な取扱いを講じている。

○専ら夜勤に従事する者の実人員数及び延夜勤時間数を除外して計算してよい。

○医療機関の定める夜勤帯の一部にのみ勤務している者(例えば、16:00~24:30が夜勤帯の場合に、15:00~21:00までに勤務する者)であっても、月当たりの延夜勤時間数が16時間を超えれば、夜勤職員に含めて計算してよい。

○1割以内であれば、3月間は変更の届出を行わなくても良い



# 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(告示) 【抜粋】

平成22年厚生労働省告示第72号

## 第五 病院の入院基本料の施設基準等

### 一 通則

- (1) 病院であること。
- (2) 一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位(特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。)として看護を行うものであること。
- (3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。
- (4) 次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者(別表第二に掲げる患者を除く。)を基礎に計算するものであること。
- (5) 次に掲げる看護職員及び看護補助者の数に関する基準については、病棟(別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。)の種別ごとに計算するものであること。
- (6) 夜勤を行う看護職員(病棟単位で特別入院基本料を算定する場合の看護職員を除く。)又は療養病棟の看護職員及び看護補助者(以下「看護要員」という。)(療養病棟入院基本料1の施設基準に係る届出を行った病棟、第十一の八に規定する病棟及び特別入院基本料を算定する病棟の看護要員を除く。)の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。
- (7) 七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。
- (8) 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。

## 第五病院の入院基本料の施設基準等

### 一通則

#### (1) 一般病棟入院基本料の施設基準等

##### イ 七対一入院基本料の施設基準

- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、**常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。**
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が十九日以内であること。
- ④ 看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟であること(救命救急入院料を算定する治療室を有している保険医療機関の病棟を除く。)
- ⑤ 常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

##### ロ 十対一入院基本料の施設基準

- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

# 入院患者40人の一般病棟10対1入院基本料の人員配置イメージ

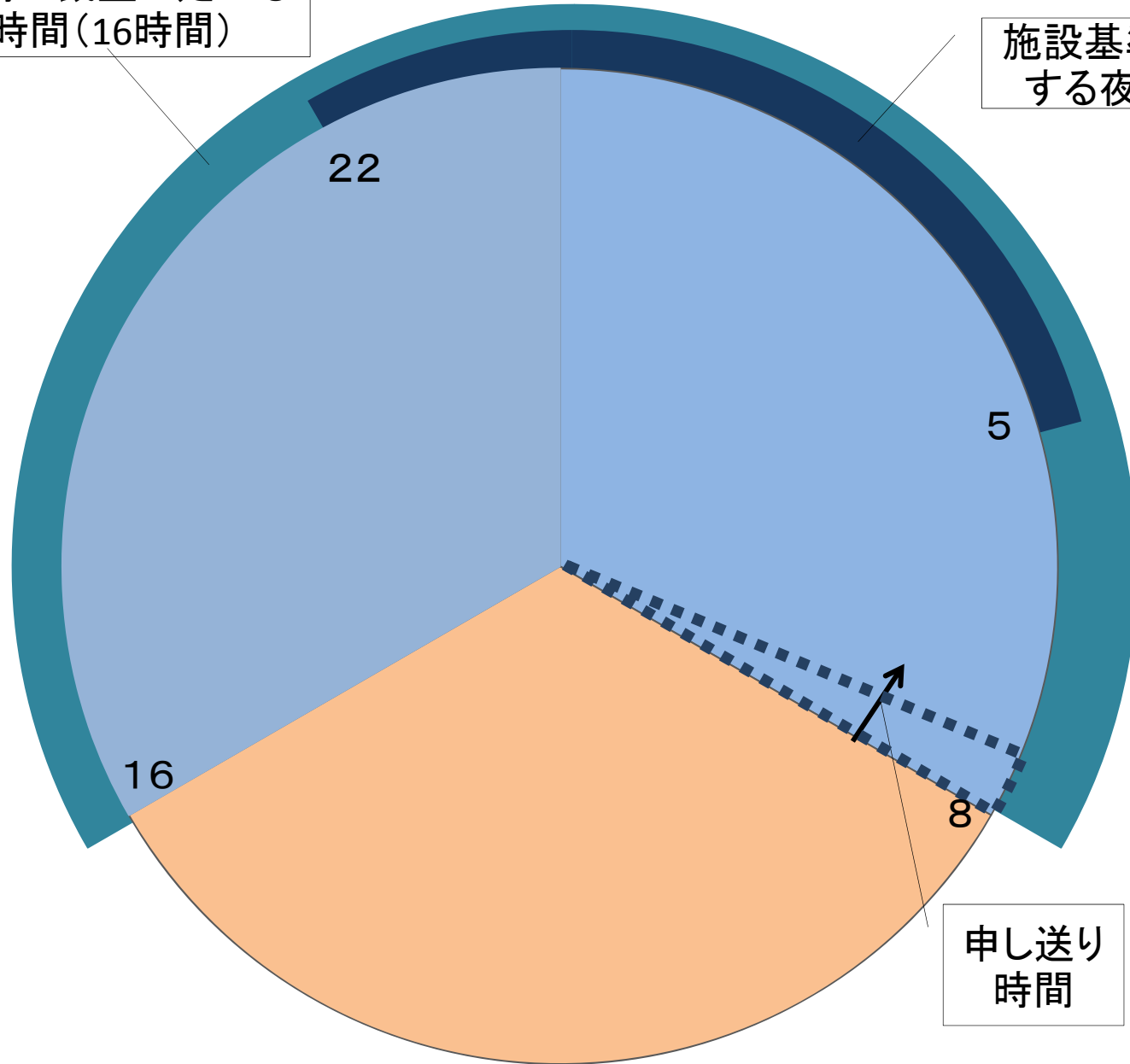
- 看護職員等の配置に係る表記を患者の視点から改めるとともに、各勤務帯で一人の看護職員が何人の入院患者を受持っているかを、それぞれの病棟内に掲示する。
- 月平均1日当たり勤務することが必要な看護職員を配置している場合、看護職員が常時複数以上及び夜勤する看護職員一人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以内であることを前提に傾斜配置ができる。

	表記	表記の内容	入院患者40人の病棟における看護配置の例	
			配置数の計算に当たっての考え方	夜間の傾斜運用
従前	2 : 1	雇用されている看護職員数に基づく表記	20人以上雇用 (40 × 1/2)	<p>入院患者数に対する看護職員の比で表す。</p> <p>※入院患者にとって、各勤務帯における看護職員の実際の受持ち患者数はわからなかった。</p> <p>&lt;理論上の配置例&gt;</p> <p>8-16時 16-24時 0-8時</p> <p>6人 3人 3人</p> <p>・入院基本料1, 2を算定する各病棟では、複数夜勤体制(看護師1名以上を含む)</p> <p>・夜間配置については、夜間勤務等看護加算によって別途評価。</p>
現在 H18	10対1	各勤務帯当たりの看護職員数に基づく表記  ※1勤務8時間1日3勤務帯を標準とする。	4、4、4  (1日に 12人×8時間=96 人時間以上勤務)	<p>&lt;均等に配置した場合&gt;</p> <p>8-16時 16-24時 0-8時</p> <p>4人 4人 4人</p> <p>看護職員一人当たりの受持ち患者数は、どの勤務帯でも10人以内となる。</p> <p>&lt;夜間を薄くした場合&gt;</p> <p>8-16時 16-24時 0-8時</p> <p>6人 3人 3人</p> <p>1日当たりに勤務する看護職員を各勤務帯で傾斜配置できる。</p>

# 変則2交代の場合

医療機関の裁量で定める  
夜勤時間(16時間)

施設基準で規定  
する夜勤時間



- 日勤
- 夜勤

申し送り  
時間

# 月平均夜勤時間数の算出方法について

$$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数}^{\ast}}{\text{夜勤時間帯の従事者数}^{\ast}}$$

※ 平均夜勤時間の算出式の従事者数および延夜勤時間数には、**夜勤専従者**及び**夜勤16時間以下**の看護職員は含まない。

● 仮に、平均夜勤時間の算出式の従事者数および延夜勤時間数に、**夜勤16時間以下の看護職員も含んだ場合**



上記算出式に夜勤時間が少ない看護職員が多く入ることによって、見かけ上、月平均夜勤時間72時間以下は容易に達成できる一方で、夜勤時間が長い看護職員が入ることになる。

# 疑義解釈資料の送付について

- (問33)入院基本料を算定する病棟において1日に看護を行う看護要員の勤務時間数は、当該病棟で勤務する実働時間数のことをいうものであり、休憩時間以外の病棟で勤務しない時間は除かれるものであるが、院内感染防止対策委員会、安全管理のための委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修を行う時間も除かれるのか。

(答)

入院基本料の施設基準の「院内感染防止対策に関する基準」及び「医療安全管理体制に関する基準」を満たすために必要な院内感染防止対策委員会、安全管理のための委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修に参加する時間帯に限り、当該病棟で勤務する実働時間数に含んでも差し支えない。

なお、参加した場合、病棟で勤務する実働時間としてみなされる委員会・研修は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成18年3月6日保医発第0306002号)」の別添2の第1の2及び3の規定に基づき実施されるものであり、次に該当するものであること。

(以下省略)

## 申し送りの考え方

- 「申し送りについては、二つの勤務帯が重複する時間帯（たとえば、夜勤者から日勤者への引き継ぎ時間帯）が生じることとなるため、申し送りを受ける側の勤務時間帯における夜勤時間数のみを計上すること」

※病院が時間を定められる（病棟単位で異なっても可）

## 夜勤専従者

- 「夜勤専従者のそれぞれの夜勤時間数は、72時間の概ね2倍以内であること」
- 「月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員数及び延夜勤時間数には、専ら夜勤時間帯に従事する者（以下「夜勤専従者」という。）及び月当たりの夜勤時間数が16時間以下の者は含まない」

## 専任・専従者の看護配置について

- 入院基本料等の施設基準等 第2 4(2)  
エ ただし、病棟勤務と外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務又は集中治療室勤務を兼務する場合は、勤務計画表による病棟勤務の時間を比例計算の上、看護要員の数に算入することができる。（以下省略）

# 平成20年度保険医療機関等の 取消に係る主な事例

	返還金額	不正の形態
A病院	293,325千円	<p>1. 監査に至った経緯 A病院施設基準調査において、提出された出勤簿、タイムカード、勤務割表及び病棟看護管理日誌等の書類について、看護要員の勤務実績に整合性がなく看護職員の勤務配置や夜勤時間において虚偽の報告が疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・<u>一般病棟入院基本料Ⅱ群の3を算定していたが、算定要件である病棟の看護要員数を満たしていない事実が確認された。入院基本料Ⅱ群の3に該当していないため、特別入院基本料を算定するべきところ、一般病棟入院基本料を算定し、診療報酬を不正に請求していた。</u> ・<u>一般病棟入院基本料15:1を届出しているにもかかわらず、算定要件である看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数72時間以下を満たしていない事実が確認され、特別入院基本料を算定するべきところ、一般病棟入院基本料を算定し診療報酬を不正に請求していた。等</u></p> <p>3. 処分 平成20年11月1日保険医療機関の指定取消</p>
B病院	180,733千円	<p>1. 監査に至った経緯 大阪社会保険事務局に「B病院」の従業員より匿名の情報提供があり、施設基準調査を実施したところ、施設基準等の届出・報告に不正（虚偽）の疑いが濃厚となったことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・<u>看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数72時間を超えているにもかかわらず、勤務実態のない看護職員を勤務したことにして社会保険事務局長に虚偽の届出及び報告を行い、一般病棟入院基本料15:1を不正に請求していた。等</u></p> <p>3. 処分 平成20年5月23日保険医療機関の指定取消</p>

約3億円

約2億円

出典：平成20年度における保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について（概況）